

●所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方		調整率	保険料月額（年額）	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護被保護者 老齢福祉年金^{※1}受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年中のその他の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額^{※3}の合計が80万円以下の方 		基準額 × 0.25	1,400円 (16,800円)	
第2段階	本人が住民税非課税	世帯員全員が住民税非課税 前年中の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.35	2,000円 (24,000円)	
第3段階		前年中の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.665	3,700円 (44,400円)	
第4段階		同じ世帯に住民税課税者がいる	前年中の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	4,800円 (57,600円)
第5段階			前年中の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	5,600円 (67,200円)
第6段階	本人が住民税課税	前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	6,700円 (80,400円)	
第7段階		前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	7,300円 (87,600円)	
第8段階		前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	8,400円 (100,800円)	
第9段階		前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	9,500円 (114,000円)	
第10段階		前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	10,600円 (127,200円)	
第11段階		前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	11,800円 (141,600円)	
第12段階		前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	12,900円 (154,800円)	
第13段階		前年中の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40	13,400円 (160,800円)	

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

※3 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお障害年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。